

5

食物アレルギー対応の解除について



解除とは、「施設における対応の配慮を必要としない」ことをいいます。

食物アレルギー対応で除去していた食物を解除する場合、医師の指示があつてからの対応となります。保護者に対し医師の指示があり、その後保護者からの申し出により解除となります。保護者の希望だけで解除とはなりません。施設で使用している献立表などを活用し、保護者に情報提供をしてください。

また、解除指示は口頭による取り交わしだけで行われることがないよう、施設と保護者の間で所定の書類を作成しておくことが必須となります。

施設で除去していた食物を提供するには、まず家庭で複数回食べて症状が出ないことを確認したうえで、使用を開始します。

主治医からの指示と説明

主治医から保護者に「原因食物を食べてみましょう」と説明がある



主治医と保護者で十分確認

家庭で実際に食べてみる

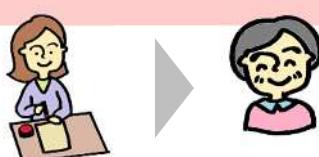
主治医の指示通り家庭で複数回食べてみて、
症状が出ないことを確認する



主治医と保護者で十分確認

保護者による解除届の提出

保護者が「解除届」を記入し、施設に提出する



施設にて給食提供

- ・解除について、全職員が情報共有する
- ・施設で使用していた「食物アレルギー対応一覧表」から当該児童の対応を消す
- ・解除した内容で、給食提供を実施する

